

4 第三号新医療法第七条第五項、第七条の二、第二十七條の二、第二十九條第三項第五号から第七号まで及び第四項第五号から第七号まで、第三十條の十二、第三十條の十四から第三十條の十八まで並びに第七十三條第三号（第三号新医療法第三十條の十五第六項に係る部分に限る。）の規定は、医療計画が第三号新医療法第三十條の四第一項の規定により定められ、又は第三号新医療法第三十條の六の規定により変更されるまでの間は、適用しない。

（地域密着型介護老人福祉施設等に関する経過措置）

第九條 第三号施行日の前日において介護保険法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は同法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設（以下この条において「地域密着型介護老人福祉施設等」という。）に入所し、第五條の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「第三号旧介護保険法」という。）第四十二條の二第二項の地域密着型介護サービス費又は第三号旧介護保険法第四十八條第一項の施設介護サービス費を受けていた要介護被保険者（以下「要介護旧入所者」という。）については、第三号施行日以後引き続き当該地域密着型介護老人福祉施設等に入所している間（当該地域密着型介護老人福祉施設等に係る介護保険法第七十八條の十又は第九十二條第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該地域密着型介護老人福祉施設等に継続して一以上の他の地域密着型介護老人福祉施設等に継続して入所している間を含む。）は、第五條の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法（以下「第三号新介護保険法」という。）第八條第二十一項又は第二十六項の要介護者である要介護被保険者とみなして、第三号新介護保険法第四十二條の二及び第四十八條の規定を適用する。

（介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置）

第十條 第三号施行日（附則第十四條第一項の場合にあつては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日の翌日）前に行われた第三号旧介護保険法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）及び同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に係る第三号旧介護保険法の規定による保険給付については、なお従前の例による。

第十一條 第三号施行日の前日（附則第十四條第一項の場合にあつては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日）において介護保険法第十九條第一項に規定する要支援認定を受けていた被保険者その他の厚生労働省令で定める者に対する第三号新介護保険法の規定による保険給付については、当該要支援認定の有効期間（介護保険法第三十三條第一項に規定する有効期間をいう。）の末日その他の平成三十年三月三十一日までの間において厚生労働省令で定める日までの間は、第三号新介護保険法第八條の二第一項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第八條の二第一項、第二項及び第七項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は、なおその効力を有する。

（住居地特例対象被保険者に関する経過措置）

第十二條 第三号新介護保険法第十三條第一項の規定は、第三号施行日以後に同項第二号に掲げる特定施設に該当する施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる同項に規定する住居地特例対象被保険者であつて、当該施設に入居をした際、当該施設が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて適用し、第三号施行日前に当該施設に入居することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第十三條 第三号施行日の前日において次の表の上欄に掲げる事業を行う者であつた者は、第三号施行日において同表の下欄に定める指定を受けたものとみなす。ただし、当該者が第三号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第三号旧介護保険法第五十三條第一項本文の指定を受けている介護予防訪問介護の事業を行う者	第三号新介護保険法第十五條の四十五第一項第一号イの第一号訪問事業に係る第三号新介護保険法第十五條の四十五の三第一項の指定事業者の指定
第三号旧介護保険法第五十三條第一項本文の指定を受けている介護予防通所介護の事業を行う者	第三号新介護保険法第十五條の四十五第一項第一号ロの第一号通所事業に係る第三号新介護保険法第十五條の四十五の三第一項の指定事業者の指定
第三号旧介護保険法第五十八條第一項の指定を受けている介護予防支援の事業を行う者	第三号新介護保険法第十五條の四十五第一項第一号ニの第一号介護予防支援事業に係る第三号新介護保険法第十五條の四十五の三第一項の指定事業者の指定

第十四條 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成二十九年三月三十一日までの間において当該市町村（以下この項、次項及び附則第三十條において「特定市町村」という。）の当該条例で定める日までの間は、当該特定市町村が行う第三号新介護保険法第十五條の四十五の二第二項、第十五條の四十五の三（同条第一項の指定に係る部分を除く）、第十五條の四十五の四、第十五條の四十五の七、第十五條の四十五の八、第十五條の四十六第一項（第一号介護予防支援事業に係る部分に限る。）、第十五條の四十七第四項から第七項まで及び第九項、第一百二十二條の二、第一百二十三條第三項、第一百二十四條第三項、第一百二十六條第一項、第一百五十二條並びに第一百五十三條の規定は適用せず、第三号旧介護保険法第十五條の四十五第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第七項、第十五條の四十七第四項から第七項まで、第一百二十二條の二、第一百二十三條第三項、第一百二十四條第三項、第一百二十六條第一項、第一百五十二條並びに第一百五十三條の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、特定市町村が行う介護保険の被保険者（当該特定市町村の区域内に所在する第三号新介護保険法第十三條第一項に規定する住居地特例対象施設に入所し、又は入居する他の市町村が行う介護保険の同条第三項に規定する住居地特例適用被保険者を含む。）に対する第三号新介護保険法第十五條の四十五第一項、第二項及び第七項、第一百五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は、適用せず、第三号旧介護保険法第八條の二第一項、第二項及び第七項、第五十三條第一項及び第二項並びに第五十四條第三項の規定は、なおその効力を有する。

3 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第十五條の四十五第二項第四号に掲げる事業を実施する医療に関する専門的知識を有する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法第十五條の四十五の十の規定は、適用しない。

4 第三号施行日前に市町村が第三号新介護保険法第十五條の四十五第二項第五号に掲げる事業を実施する者の確保が困難であることその他の事情により第三号施行日から当該事業を行うことが困難であると認めてその旨を当該市町村の条例で定める場合にあつては、第三号施行日以後第三号施行日から平成三十年三月三十一日までの間において当該市町村の当該条例で定める日までの間は、当該市町村が行う第三号新介護保険法第十五條の四十五の十の規定は、適用しない。